

県立福井農林高校 いじめ防止基本方針

平成26年3月17日策定

平成29年4月18日改定

令和2年9月18日改定

令和6年11月28日改定

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

学校の教育活動全体を通して、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。
- (3) 組織全体で取り組む

本校は、全ての教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラス、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための取組みを保護者と一体となって行う。

3 いじめの基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法第2条第一項）

(2) いじめの態様

具体的な「いじめ」の態様としては、

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う
- ② 仲間はずれ・集団による無視をする。
- ③ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをしてたたいたり、蹴ったりする。
- ④ ひどくぶつかったり、遊ぶふりをしてたたいたり、蹴ったりする。
- ⑤ 金品をたかる。
- ⑥ 所有物を隠したり、壊したり、捨てたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたり、蹴ったりする。
- ⑧ 上記を携帯・スマホ等で撮影する・他者に送信する。
- ⑨ パソコン・携帯・スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことや無視をする。

などが挙げられる。

4 いじめの未然防止のための取組み

(1) いじめについての共通理解

○校内研修会の定期的な実施

いじめを組織として把握（認知）し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげられるような教職員の資質能力向上の取組として、教職員研修会を実施する。

○生徒への啓発

全校集会やホームルーム活動などで、教職員が、日常的にいじめの問題に触れ、「弱いものをいじめるこ

とは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。また、SNS等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について外部講師による講演会を実施し、生徒への注意喚起に努める。

(2) 安心した学習環境の整備

整理整頓の行き届いた、落ち着いた学習環境をつくる。

(3) わかりやすい授業

すべての生徒にとって分かりやすい授業のあり方を常に研究し、生徒が楽しく学び「できる」が実感できる授業をつくる。(ICTを活用した授業、ユニバーサルデザインを意識した展開の授業など)

(4) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組み

(ア) 人権教育の充実

生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるために必要な人権感覚を身に付けるよう、人権教育講演会や「特別活動」のホームルーム活動などを中心にして、学校の教育活動全体を通じて行う。

(イ) 道徳教育の充実

生徒が命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育めるよう、「公民科」や「特別活動」のホームルーム活動などを中心にして、学校の教育活動全体を通じて行う。

(ウ) 特別活動の充実

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事さらに部活動等の集団活動を通して「自己有用感」を育み、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるために、事前・事後指導の充実を図る。

(5) 教育相談体制の充実

クラス担任や教育相談担当をはじめとした教職員による定期的な個別面談を通して、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言や集団への働きかけによって好ましい人間関係の構築を図る。

(6) 特別な配慮が必要な生徒への支援

以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に生徒の特性を踏まえた支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・ 発達障害を含む、障害のある生徒
- ・ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの理由で、日本での生活に困難が生じている生徒
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・ 自然災害により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

5 いじめの早期発見のための取組み

いじめは見えにくい形で行われることが多いため、いじめを見過ごしたり見逃したりしないように生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかと疑いをもち、早期にいじめを発見する。

(1) アンケートの活用及び個別面談の実施、相談窓口の周知等

毎月、隔週で実施する「いじめアンケート」「心の健康観察アンケート」や、計画的な個別面談を通して、生徒がいじめを訴えたり、悩みを相談したりしやすい体制を整え、生徒一人ひとりの状況を適切に把握する。また、相談窓口の周知を行う。

(2) 保護者との連携

日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

(3) 外部機関との連携

福井警察署(スクールサポーター)や福井市青少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換する中

で学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

6 いじめの解消に向けた取組み

(1) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

被害生徒に対して、継続的なカウンセリングを行うなどメンタル面のサポートを十分に行い、一日も早く安心して学校生活を送れるように努める。

加害生徒に対して、いじめに至った背景等をカウンセリング等により聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）を継続していること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人および保護者に対し、面談等で確認する

(2) 保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部専門家や外部機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の外部専門家、福井警察署（スクールサポーター）や福井市青少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会および福井警察署等と連携して対処する。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、下の活動を行う「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの認知や疑いを確認後、すぐに開催する。いじめの兆候を確認できなくても、少なくとも月1回は開催する。なお、緊急の事案に対応する際には、校長、教頭、および構成員2名以上の出席による「簡易いじめ対策委員会」を置くことができる。また、機動的に対応できるように、構成員の中から、集約担当を決め、日々の情報を整理・記録・集約する。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、養護教諭、教育相談担当、（状況に応じて当該クラス担任、当該学科長） ※その他、事案に応じて必要と思われる教職員

（活動）・いじめ問題対応の年間計画の作成

- ・いじめに関する研修計画（生徒および教職員対象）
- ・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検・評価
- ・学校におけるいじめに係る情報や相談の窓口（各学年会）
- ・いじめの重大事態の決定と対応
- ・「いじめ対応サポート班」と連携し、当該いじめ事案について、対策・対応を職員会議で報告する。

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決・解消に向けた取組みを行う。

（構成員）生徒指導主事、関係学年主任、関係クラス担任、関係学科長、養護教諭、教育相談担当、その他関係教職員

（活動）・当該いじめ事案について、「いじめ対策委員会」で情報共有されたことについて、追加の情報収集を行い、正確に事実関係を把握し、当該生徒への支援を行う。

- ・当該いじめ事案の対応方針や指導、支援体制を検討し、対応方針・役割分担を決定し、いじめ対策委員会の了承を得て実行に移す。

- ・当該いじめ事案について、外部専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等や関係機関（福井警察署や福井市青少年愛護センター等）と連携した支援策を実行する。必要に応じて関係機関との連携も実行する。
- ・当該いじめ事案について、「いじめ解消まで」継続的な指導や支援を実施する。

（３）いじめの重大事態への対処

重大事態とは「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第１号）、「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第２号）とされている。（いじめ対策防止推進法第２８条第１項）この事態のいずれかが認められるときは、次の対処を行う。

- ・「いじめ対策委員会」による報告・調査等を実施し、いじめの事実等の確認を行う。
- ・重大事態の発生が確認・判断された場合には、その旨を県教育委員会に速やかに報告する。

８ 学校評価における留意事項等

（１）いじめ問題に適正に対処するため、次の２点を学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。

- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組やいじめの未然防止のための取組に關すること。
- ・いじめの早期発見や早期解決に向けた取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修会の実施等）に關すること。

（２）この基本方針は、本校のホームページに公開する。